

## 立命館キャンパスアジアプログラム(CAP+)同窓会規約

---

### 名称

第1条 本会は、立命館キャンパスアジアプログラム同窓会と称し、略称をCAP+(キャッププラス)とする。

### 事務所

第2条 本会は、その事務所を立命館大学文学部事務室に置く。

### 目的

第3条 本会は、会員相互、会員とプログラム生、および学部構成員相互の親睦・交流を図るとともに、立命館大学校友会、立命館大学文学部校友会、連携校キャンパスアジア事務局と連携しつつ、母校ならびに文学部、キャンパスアジアプログラムの発展に寄与することを目的とする。また、人文学に関係する諸活動を通じ、会員・文学部と社会とのネットワークを構築し、人文学の十全なる社会的貢献を支援することとする。

### 事業

第4条 本会は、前条の目的と達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・親睦をはかるための文化的活動と親睦会の開催
- (2) 会員相互、母校ならび文学部との連絡および広報活動
- (3) 就職活動支援など、在学生への支援ならびに交流事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業で、幹事会が適当と認めた事業

### 会員

第5条 本会の会員は一般会員と連携校会員、賛助会員とする。

2 一般会員は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 立命館大学文学部キャンパスアジアプログラムを修了した者
- (2) 立命館大学文学部に所属する教職員または教職員であった者
- (3) その他、幹事会が一般会員資格を授与することが適当であると認めた者

3 連携校会員は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 連携校キャンパスアジアプログラム同窓会
- (2) その他、幹事会が連携校会員資格を授与することが適当であると認めた者

4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、幹事会の承認を得た者とする。

5 会員が本会の目的を妨げる行為を行った場合、常任幹事会の承認のうえ、会長はこれを除名することができる。

### 役員

第6条 本会は次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 修了年次ごとに、1名を原則とする。
- (4) 顧問 若干名

役員を選出および任期

第7条 会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長は、顧問の意見も徴して、幹事会が候補者を推薦することができる。
- 2 副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 幹事は、各年度修了生による互選とする。
- 4 顧問は、文学部キャンパスアジア担当教員とする。
- 5 前号にかかわらず、幹事会が特に必要と認めた者を顧問とすることができる。この顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 役員職務

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に故障あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務の企画等を審議、執行する。
- (4) 顧問は、本会の活動に関し随時助言を行い、その活動を援助する。

#### 総会

第9条 総会は、2年に1回開催することを原則とする。

- (1) 総会の開催は、幹事会が決定する。
- (2) 総会は、事業方針の承認、その他重要事項を決定する。
- (3) 総会を開催しない年度の事業方針、その他重要事項の決定については、幹事会がこれを行い、次年度の総会において報告する。

#### 幹事会

第10条 幹事会は、会長・副会長・幹事をもって構成し、会長がこれを招集する。

- (1) 幹事会は、本会の業務執行を決定する。
- (2) 幹事会は、本会の事業運営にともなう業務について責任を持ち、適正にこれを執行する。

#### 規約の改廃

第12条 この規約の改廃は、幹事会の議を経て総会において行う。

附則 本規約は2017年1月17日より施行する。